

報道機関各位

2019年度 箕輪町総合福祉券事業の実施について

例年 5月中旬に発送していた箕輪町総合福祉券について、今年度は、要件の変更により、6月21日に発送します。

福祉券の種類	・高齢者外出支援券 ・介護福祉券 ・障がい者外出支援券 ・やすらぎチケット
送付方法	・高齢者外出支援券・障がい者外出支援券…対象者宛に直接送付 ・介護福祉券・やすらぎチケット…該当者からの申請により交付
使用期限	令和2年3月31日まで
対象サービス	温泉施設、タクシー・移送サービス、短期入所施設（ショートステイ） 福祉用具貸出し、介護用品の購入、理美容サービス、マッサージ等
その他	今年度の概要については、別添資料をご覧ください。

添付資料 有 無

福祉課 社会福祉係
(課長) 北條 治美 (担当) 根橋 ゆみ子
電 話 : 0265-79-3111 (内線) 139
F A X : 0265-79-0230
E - mail : fukushi@town.minowa.lg.jp



育てる男が、家族を変える。社会が動く。



箕輪町は、
イクボス・温かボス
イクメンを応援します!

2019年度 総合福祉券事業

制度名	チケット名	目的	対象者	利用範囲	交付額
総合福祉券	高齢者外出支援券	高齢者の介護予防等健康増進及び要介護者の経済的負担の軽減をする	・70歳以上の方	(1) 温泉施設の利用 (2) タクシーの利用 (3) 訪問理美容の利用 (4) 福祉用具の貸出し (5) ショートステイ (6) マッサージの利用 (7) 介護おむつ等介護用品の購入	2,000円
	介護福祉券	高齢者の介護予防等健康増進及び要介護者の経済的負担の軽減をする	・65歳以上の要介護認定者 ※在宅である方のみ ※介護保険料段階1～5の方		10,000円
	障がい者外出支援券	障がい者の福祉向上及び自立支援をする	・障害者手帳を有する方 ※高齢者外出支援券の対象者は除く		1,000円
	やすらぎチケット	在宅要介護高齢者等の介護者のリフレッシュを図り、在宅介護を支援する	・要介護認定者を在宅で介護している者		10,000円